

宇都宮市入札参加資格等に関する要綱

平成17年3月31日

告示第164号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務等（以下「建設関連業務委託」という。）並びに製造の請負、物件の買入れその他の契約の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査の申請手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 建設工事及び建設関連業務委託並びに製造の請負、物件の買入れその他の契約に関する入札参加資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 法人の申請者にあつては法人税、消費税及び地方消費税、個人の申請者にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に未納がない者
- (3) 宇都宮市に納税義務がある場合、市税に未納がない者
- (4) 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人である者、申請者の経営に事実上参加している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者

2 建設工事の申請者は、前項に定める要件のほか、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 建設業法第3条の規定に基づく許可を受けている者
- (2) 審査基準日現在有効な経営事項審査を受けている者で、許可行政庁から総合評定値（P）の通知を受けている者
- (3) 入札参加資格の審査を申請する工種について、経営規模等評価結果通知書におい

て完成工事高を有する者

(4) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 建設関連業務委託の申請者は、第 1 項に定める要件のほか、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 入札参加資格の審査を申請する業務について、直近の 2 事業年度のいずれかに業務実績高がある者

(2) 入札参加資格の審査を申請する業務について、営業に関し法律上必要とする資格を有している者

4 製造の請負、物件の買入れその他の契約の申請者は、第 1 項に定める要件のほか、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 入札参加資格の審査を申請する業務について、直近の 2 事業年度のいずれかに業務（売上）実績高がある者

(2) 入札参加資格の審査を申請する業務について、官公庁の許可、認可、登録等が必要とされる場合には、当該許可、認可、登録等を得ている者

（入札参加資格審査の申請）

第 3 条 申請者は、第 9 条に定める資格の有効期間の最終年度（以下「定期更新年度」という。）の市長が定める期間内に入札参加資格の審査の申請（以下「定期申請」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、随時に入札参加資格の審査の申請（以下「随時申請」という。）をすることができるものとする。

ただし、定期更新年度において市長が定める最初の定期申請の受付開始日から当該年度の 3 月 31 日までの期間は除くものとする。

(1) 新規に申請する者

(2) 業種の追加を申請する者

3 定期申請及び随時申請（以下「定期申請等」という。）をしようとする者は、入札参加資格申請書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 共通提出書類

- ア 委任状（入札等の権限を支店・営業所の長等に委任する場合）
 - イ 身分証明書（破産していないこと等の証明書）の写し（個人の場合）
 - ウ 登記されていないことの証明書（成年被後見人でないこと等の証明書）の写し（個人の場合）
 - エ 登記事項証明書の写し（法人の場合）
 - オ 国税に係る納税証明書の写し
 - カ 財務諸表（建設工事を除く。）
 - （ア）法人の場合 直近の事業年度の貸借対照表，損益計算書
 - （イ）個人の場合 収支内訳書又は所得税青色申告決算書
 - キ 申請者及び申請者の役員，申請者の使用人である者，申請者の経営に事実上参加している者が，暴力団等でないこと又は暴力団等と関係を有していないこと等に関する誓約書兼同意書
 - ク その他市長が必要と認めた書類
- (2) 建設工事（オからサまでについては，市内に本店を有する事業者のうち該当者のみ）
- ア 申請者状況調書及び登録希望工種調書
 - イ 建設業の許可通知書の写し
 - ウ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - エ 営業所技術者等証明書又は営業所技術者等一覧表の写し
 - オ 社会保険料を納付したことを証明する書類
 - カ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
 - キ SBT認定，ISO9001，ISO14001，エコアクション21及びECOCラベル等のみや21の認証書等の写し
 - ク 障がい者の雇用状況を証明する書類
 - ケ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し
 - コ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し
 - サ 自治会加入・活動協力状況報告書
 - シ 公共交通利用推進等マネジメント協議会発行のエコ通勤優良事業所認証・登録通

知書の写し

ス その他市長が必要と認めた書類

(3) 建設関連業務委託（オからコまでについては，市内に本店を有する事業者のうち該当者のみ）

ア 申請者状況調書及び登録希望業種調書

イ 測量等実績調書

ウ 技術職員調書及び技術者名簿

エ 登録通知書又は登録証明書等の写し

オ SBT認定，ISO9001，ISO14001，エコアクション21及びEC
Oうつのみや21の認証書等の写し

カ 障がい者の雇用状況を証明する書類

キ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行
動計画策定・変更届の写し

ク 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し

ケ 自治会加入・活動協力状況報告書

コ 公共交通利用推進等マネジメント協議会発行のエコ通勤優良事業所認証・登録通
知書の写し

サ その他市長が必要と認めた書類

(4) 製造の請負，物件の買入れその他

ア 登録希望業種調書

イ 設備・機械・器具等保有状況調書（印刷又は委託業務への登録を希望する場合）

ウ 許認可等を証明する書類（許認可等を要する場合）

エ 代理店・特約店契約を証明する書類（代理店又は特約店である場合）

オ その他市長が必要と認めた書類

（総合点数）

第4条 市長は，第3条第1項の規定に基づく定期申請があった場合及び同条第2項の
規定に基づく随時申請があった場合には，別記1に定めるところにより総合点数を算
出するものとする。

（資格審査）

第5条 市長は，第2条に掲げる事項について資格審査を行い，適格と認めたときは入札

参加資格又は入札参加業種追加登録（以下「入札参加資格等」という。）を承認し、前条により算出した総合点数に基づき、別記２により等級に区分するものとする。ただし、市長が適当と認める場合は、等級に区分しないことができるものとする。

２ 前項に規定する資格審査の基準日は、市長が別に定めるものとする。

（入札参加有資格者名簿）

第６条 市長は、前条により入札参加資格等が承認された者（以下「有資格者」という。）を、入札参加有資格者名簿に登載するものとする。

（発注標準金額等）

第７条 市長は、第５条の規定により区分された等級に応じた発注標準金額を定めるものとし、等級区分にある契約について競争入札に付そうとするときは、競争入札参加者を指定又は指名しなければならない。

ただし、市長が必要と認める場合は、直近上位及び下位の等級に格付された有資格者を指名することができるものとする。

（指名基準）

第８条 前条の規定に基づき競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （１）不誠実な行為の有無
- （２）経営状況
- （３）法的適性
- （４）工事成績
- （５）地理的条件
- （６）技術的適性
- （７）手持ち工事の状況
- （８）安全管理の状況
- （９）労働福祉の状況

（資格の有効期間）

第９条 資格の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- （１）建設工事及び建設関連業務委託の定期更新にあつては、定期更新年度の翌年度の４月１日から次の定期更新年度の３月３１日までの２年間
- （２）製造の請負、物件の買入れその他の契約の定期更新にあつては、定期更新年度の翌

年度の４月１日から次の定期更新年度の３月３１日までの４年間

- (3) 随時申請による登録にあっては、入札参加有資格者名簿に登載された日から次の定期更新年度の３月３１日まで
(随時申請における承認時期等)

第１０条 市長は、第３条第２項に規定する随時申請については、毎月、参加資格の承認を行い、入札参加有資格者名簿に追加登載するものとする。

(資格の再認定)

第１１条 有資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、資格の再認定を受けることができるものとする。

- (1) 会社が合併した場合
- (2) 会社が事業譲渡を行った場合
- (3) 会社が会社分割を行った場合
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた場合
- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた場合

２ 市長は、有資格者が更生手続開始又は再生手続開始の申立てを行なったときから、資格が再認定されるまでの期間において、当該有資格者を入札に参加させないことができるものとする。

(資格の承継)

第１２条 有資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、資格を承継することができるものとする。

- (1) 個人事業主が代表者となって会社を設立した場合
- (2) 個人事業主が死亡し、相続人が事業を継承した場合

(変更届)

第１３条 有資格者が次に掲げる事項について変更したときは、その事実を証する書類を添えて遅滞なく変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者又は受任者の氏名

(4) 電話番号

(5) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格の取消し)

第14条 市長は、有資格者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき又は第3条の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したと認めるときは、その者の入札参加資格の取消し等を行うことができるものとする。

2 市長は、有資格者から入札参加資格の取消しの申出があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、有資格者が入札参加資格に係る事業の停止や会社を清算したことを知った場合には、その者の入札参加資格を取り消す事ができる。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 宇都宮市契約参加者選定要綱（昭和40年告示第27号）は廃止する。

(経過措置)

3 第4条から第7条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度まで、上河内地域及び河内地域を施工場所とする建設工事の有資格者の認定については、各旧町の基準によりおこなうものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２４年１０月６日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

改正文（平成２６年８月１日告示第３３５号）抄

平成２６年９月６日から適用する。

改正文（平成２６年１１月１日告示第４８３号）抄

平成２６年１１月１日から適用する。

改正文（平成２７年４月１日告示第１４１号）抄

平成２７年４月１日から適用する。

改正文（平成２８年８月１日告示第３０４号）抄

平成２８年９月６日から適用する。ただし、この要綱の適用の際、現に入札参加有資格者名簿に登録されている者に係る資格等は、なお従前の例による。

改正文（平成２９年３月１日告示第７２号）抄

平成２９年４月１日から適用する。

改正文（平成２９年４月１日告示第１４２号）抄

平成２９年４月１日から適用する。

改正文（平成３０年１１月１日告示第３９９号）抄

平成３０年１２月１日以後の入札参加資格審査申請から適用する。ただし、この要綱の適用前に取得した宇都宮市事業所版環境ＩＳＯ（ＥＣＯうつのみや２１）の認定証は、ＥＣＯうつのみや２１の認定証とみなす。

改正文（平成３１年４月１日告示第１１９号）抄

平成３１年４月１日から適用する。

改正文（令和２年８月１日告示第２６９号）抄
令和２年８月１日から適用する。

改正文（令和３年４月１日告示第１３０号）抄
令和３年４月１日から適用する。

改正文（令和４年８月１０日告示第２２９号）抄
令和４年１２月１日から適用する。

改正文（令和５年３月２３日告示第９４号）抄
令和５年４月１日から適用する。

改正文（令和６年７月１日告示第２２５号）抄
令和６年１２月１日から適用する。

改正文（令和７年４月１日告示第１２１－６号）抄
令和７年４月１日から適用する。

改正文（令和８年９月１日告示第３２５号）抄
令和８年１０月１日から適用する。

別記 1（第 4 条関係）

1 総合点数の算出方法

(1) 総合点数の算定式

総合点数

$$= \text{客観的事項審査点数} + \text{独自評価点数（主観的事項審査点数）} - \text{減点事項審査点数}$$

ただし、総合点数は 0 点以上とする。

(2) 客観的事項審査

ア 自己資本額や実績等から審査点数を付与する。

イ 算出方法及び審査項目は、契約の種類ごとに定めるものとする。

(3) 独自評価（主観的事項審査）

ア 独自評価（主観的事項審査）は、建設工事及び建設関連業務委託にのみ行う。

イ 独自評価点数（主観的事項審査点数）は、宇都宮市内に本店を有する者にのみ付与する。

ウ 宇都宮市が定める審査項目に基づき審査点数を算出する。

エ 算出方法及び審査項目は契約の種類ごとに定めるものとする。

(4) 減点事項審査

審査基準日前 3 か年に入札参加停止等を受けた場合に、入札参加停止等の期間及び契約の種類に応じて次表（表 1）のとおり審査点数を定め、減点事項審査点数とする。

（表 1）

入札参加停止等の期間	審査点数			
	建設工事・ 建設関連業務委託		製造の請負、 物件の買入れその他	
3 か月未満	2 点	上限 6 点	1 点	上限 3 点
3 か月以上 6 か月未満	4 点		2 点	
6 か月以上	6 点		3 点	

2 建設工事

(1) 客観的事項審査

ア 項目及び基準

建設業法の規定により、建設業法第 27 条の 2 第 3 項の経営事項審査の項目及

び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）に定めるところによる。

イ 審査点数の算出方法

経営事項審査の事務取扱について（平成２０年国総建第２６９号）に定めるところによる。

(2) 独自評価（主観的事項審査）

ア 項目及び審査点数の算出方法

審査項目及び審査項目ごとの審査点数について次表（表２）のとおり定め、審査点数の合計点数を独自評価点数（主観的事項審査点数）とする。

（表２）

評価事項	審査項目	審査 点数																		
1 技術力	(1) 市工事成績評定点 ア 審査基準日前3か年に工事検査を完了した本市工事の工種ごとの工事成績評定点の平均点に応じて点数を付与する。 イ 共同企業体による工事は、各構成員の工事成績評定点として扱う。 ウ 前回の登録事業者で審査基準日前3か年に一度も契約締結していない事業者、契約は締結しているが竣工検査が終わっていない事業者及び新規登録事業者へは付与しない。 ただし、新規登録事業者のうち、前回の定期更新年度の3月31日において、本市の入札参加有資格者名簿に登録を希望する工種の登録がある事業者は除く。 <table><tr><th>工事成績評定点の平均点</th><th>審査点数</th></tr><tr><td>90点以上</td><td>100点</td></tr><tr><td>80点以上、90点未満</td><td>95点</td></tr><tr><td>75点以上、80点未満</td><td>90点</td></tr><tr><td>70点以上、75点未満</td><td>80点</td></tr><tr><td>65点以上、70点未満</td><td>75点</td></tr><tr><td>60点以上、65点未満</td><td>70点</td></tr><tr><td>50点以上、60点未満</td><td>60点</td></tr><tr><td>50点未満</td><td>0点</td></tr></table>	工事成績評定点の平均点	審査点数	90点以上	100点	80点以上、90点未満	95点	75点以上、80点未満	90点	70点以上、75点未満	80点	65点以上、70点未満	75点	60点以上、65点未満	70点	50点以上、60点未満	60点	50点未満	0点	上限 100点
工事成績評定点の平均点	審査点数																			
90点以上	100点																			
80点以上、90点未満	95点																			
75点以上、80点未満	90点																			
70点以上、75点未満	80点																			
65点以上、70点未満	75点																			
60点以上、65点未満	70点																			
50点以上、60点未満	60点																			
50点未満	0点																			

	(2) 優良建設工事表彰状況 ア 宇都宮市優良建設工事表彰要綱に基づき受表彰した事業者を、工種ごとに3件を上限として、審査基準日前3年に表彰を受けた件数1件につき10点を付与する。 イ 上記アのうち、優秀賞については、件数1件につき12点を付与する。 ウ 共同企業体の場合は、各構成員に付与する。	上限 36点
2 安全対策	(1) 建設業労働災害防止協会加入状況 ア 建設業労働災害防止協会に加入している事業者には、12点を付与する。	上限 12点
3 品質確保・ 環境配慮対策	(1) 品質管理システムに関する規格の取得状況 ア 品質管理システムに関する規格であるISO9001を取得している事業者には、12点を付与する。 (2) SBT認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況 ア SBT認定を受けている事業者には、8点を付与する。 イ 環境マネジメントシステムに関する規格であるISO14001を取得している事業者には、8点を付与する。 ウ エコアクション21又はECOうつのみや21を取得している事業者には、5点を付与する。	上限 12点 上限 8点
4 災害対応	(1) 災害時における本市への協力体制の状況 ア 次のいずれかに該当している事業者には、12点を付与する。 (7) 宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 (イ) 宇都宮自衛消防協会に加入している。 (ウ) 宇都宮危険物保安協会に加入している。 (エ) 宇都宮市と災害時における応援協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 (オ) 宇都宮市防災協力事業所に登録している。	上限 12点

5 社会貢献度・ 地域貢献度	下記(1)から(8)の取組項目数に応じて点数を付与する。														
		<table><tr><th>取組項目数</th><th>審査点数</th></tr><tr><td>6項目から8項目</td><td>30点</td></tr><tr><td>4項目から5項目</td><td>20点</td></tr><tr><td>2項目から3項目</td><td>10点</td></tr><tr><td>1項目</td><td>5点</td></tr><tr><td>0項目</td><td>0点</td></tr></table>	取組項目数	審査点数	6項目から8項目	30点	4項目から5項目	20点	2項目から3項目	10点	1項目	5点	0項目	0点	
	取組項目数	審査点数													
	6項目から8項目	30点													
	4項目から5項目	20点													
	2項目から3項目	10点													
	1項目	5点													
	0項目	0点													
(1) 障がい者雇用への取組状況 ア 次のいずれかに該当するもの (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障がい者の雇用義務を達成している。 (イ) 同法に基づく障がい者の雇用義務はないが、審査基準日現在で障がい者を雇用している。 (ウ) 宇都宮市障がい者サポート企業の認定を受けている。															
(2) 子どもの健全な育成や女性活躍推進に係る環境整備への取組状況 ア 次のいずれかに該当するもの (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出している。 (イ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出している。		上限 30点													
(3) 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」受賞状況 ア 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞している。															
(4) 宇都宮まちづくり貢献企業認証取得状況 ア 宇都宮まちづくり貢献企業の認証（宇都宮版CSR）を取得している（審査基準日までに宇都宮まちづくり貢献企業認証応募申込書を提出し、審査基準日以降に認証を取得した事業者を含む。）。															
(5) 自治会加入状況 ア 事業者として自治会へ加入している（賛助会員を含む。）。															
(6) 自治会活動協力状況 ア 事業者として自治会の催事等の活動に協力している。															

	(7) 宇都宮市健康づくり事業者表彰受賞状況 ア 宇都宮市健康づくり事業者表彰を受賞している。	
	(8) エコ通勤優良事業所認証状況 ア エコ通勤優良事業所認証を公共交通利用推進等マネジメント協議会から受けている。	

3 建設関連業務委託

(1) 客観的事項審査

ア 項目及び点数の算出方法

審査項目及び審査項目ごとの審査点数について次表（表3）のとおり定め、審査項目ごとの審査点数から次式により算定した点数を客観的事項審査点数とする。

客観的事項審査点数

$$= 2 \times a + b + c + 5 \times d + e + f$$

(表 3)

審査 点数 審査 項目	1	2	3
	年間平均実績高 (a)	自己資本額数値 (b)※1	流動比率 (c)
1 0	5,000 万円未満	5 未満	60%未満
1 5	5,000 万円以上 1 億円未満	—	60%以上 75%未満
2 0	1 億円以上 5 億円未満	5 以上 10 未満	75%以上 85%未満
2 5	5 億円以上 10 億円未満	—	85%以上 100%未満
3 0	10 億円以上	10 以上	100%以上
審査 点数 審査 項目	4	5	6
	資格所持者数の 合計数値 (d)※2	営業年数 (e)	国の登録規程等に よる登録の有無 (f)※3
1 0	15 未満	5 年未満	登録有り
1 5	15 以上 40 未満	5 年以上 15 年未満	
2 0	40 以上 65 未満	15 年以上 25 年未満	
2 5	65 以上 110 未満	25 年以上 35 年未満	
3 0	110 以上	35 年以上	

※ 1 自己資本額数値＝自己資本額÷建設関連業務委託全体の年間平均実績高×100

※ 2 資格所持者数の合計数値＝次表（表 4）により算出した数値

※ 3 測量業務：測量法第 55 条に基づく登録

土木関係建設コンサルタント業務：建設コンサルタント登録規程第 2 条に基づく登録

建築関係建設コンサルタント業務：建築士法第 23 条に基づく登録

地質調査業務：地質調査業者登録規程第 2 条に基づく登録

補償関係コンサルタント業務：補償コンサルタント登録規程第 2 条に基づく登録

不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条に基づく登録

(表 4)

区分	有資格者	数値 (1 人につき)
1 測量業務	(1) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	5
	(2) 測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。）	2
2 土木関係建設 コンサルタント業務	(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ア 機械部門（選択科目を機械設計、機構ダイナミクス・制御（従来 of 交通・物流機械及び建設機械を含む。）及び流体機器（従来 of 流体工学を含む。）とするものに限る。） イ 電気電子部門 ウ 建設部門 エ 上下水道部門 オ 農業部門（選択科目を農業農村工学（従来 of 農業土木を含む。）とするものに限る。） カ 森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。） キ 水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。） ク 情報工学部門 ケ 応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） コ 総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門、上下水道部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。） (2) アジア太平洋経済協力（A P E C）が取りまとめた「A P E C エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	5
	(3) 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者 (4) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状の交付を受けている者	2

	(6) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 (7) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	
3 建築関係建設 コンサルタント業務	(1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計 1 級建築士証の交付を受けている者，設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者及び 1 級建築士の免許を受けている者（構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者を除く。） (2) 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 21 の建築設備士登録を受けている者	5
	(3) 建築士法による 2 級建築士の免許を受けている者（1 級建築士の免許を受けている者を除く。） (4) 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者	2
4 地質調査業務	(1) 技術士法による第 2 次試験のうち次の技術部門に合格し、同法による登録を受けている者 ア 建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。） イ 応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。） ウ 総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）	5
	(2) 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し登録を受けている者	2
5 補償関係 コンサルタント業務	(1) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録を受けている者 (2) 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録を受けている者 (3) 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）による司法書士の登録を受けている者 (4) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者	2

(2) 独自評価（主観的事項審査）

ア 項目及び点数の算出方法

審査項目及び審査項目ごとの審査点数について次表（表 5）のとおり定め、審査点数の合計点数を独自評価点数（主観的事項審査点数）とする。

(表 5)

評価事項	審査項目	審査 点数												
1 品質確保・ 環境配慮対策	(1) 品質管理システムに関する規格の取得状況 ア 品質管理システムに関する規格である I S O 9 0 0 1 を取得している事業者には、 1 0 点を付与する。	上限 1 0 点												
	(2) S B T 認定又は環境マネジメントシステムに関する規格の取得状況 ア S B T 認定を受けている事業者には、 1 0 点を付与する。 イ 環境マネジメントシステムに関する規格である I S O 1 4 0 0 1 を取得している事業者には、 1 0 点を付与する。 ウ エコアクション 2 1 又は E C O うつのみや 2 1 を取得している事業者には、 6 点を付与する。	上限 1 0 点												
2 災害対応	(1) 災害時における本市への協力体制の状況 ア 次のいずれかに該当している事業者には、 1 2 点を付与する。 (ア) 宇都宮市消防団協力事業所表示証の交付を受けている。 (イ) 宇都宮自衛消防協会に加入している。 (ウ) 宇都宮危険物保安協会に加入している。 (エ) 宇都宮市と災害時における応援協定を締結している（団体で締結している場合の構成員及び栃木県との協定締結等による協力体制が確保されている場合を含む。）。 (オ) 宇都宮市防災協力事業所に登録している。	上限 1 2 点												
3 社会貢献度・ 地域貢献度	下記(1)から(8)の取組項目数に応じて点数を付与する。 <table><tr><th>取組項目数</th><th>審査点数</th></tr><tr><td>6 項目から 8 項目</td><td>3 0 点</td></tr><tr><td>4 項目から 5 項目</td><td>2 0 点</td></tr><tr><td>2 項目から 3 項目</td><td>1 0 点</td></tr><tr><td>1 項目</td><td>5 点</td></tr><tr><td>0 項目</td><td>0 点</td></tr></table>	取組項目数	審査点数	6 項目から 8 項目	3 0 点	4 項目から 5 項目	2 0 点	2 項目から 3 項目	1 0 点	1 項目	5 点	0 項目	0 点	上限 3 0 点
取組項目数	審査点数													
6 項目から 8 項目	3 0 点													
4 項目から 5 項目	2 0 点													
2 項目から 3 項目	1 0 点													
1 項目	5 点													
0 項目	0 点													

(1) 障がい者雇用への取組状況 ア 次のいずれかに該当するもの (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障がい者の雇用義務を達成している。 (イ) 同法に基づく障がい者の雇用義務はないが、審査基準日現在で障がい者を雇用している。 (ウ) 宇都宮市障がい者サポート企業の認定を受けている。
(2) 子どもの健全な育成や女性活躍推進に係る環境整備への取組状況 ア 次のいずれかに該当するもの (ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出している。 (イ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に提出している。
(3) 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」受賞状況 ア 宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」を受賞している。
(4) 宇都宮まちづくり貢献企業認証取得状況 ア 宇都宮まちづくり貢献企業の認証（宇都宮版ＣＳＲ）を取得している（審査基準日までに宇都宮まちづくり貢献企業認証応募申込書を提出し、審査基準日以降に認証を取得した事業者を含む。）。
(5) 自治会加入状況 ア 事業者として自治会へ加入している（賛助会員を含む。）。
(6) 自治会活動協力状況 ア 事業者として自治会の催事等の活動に協力している。
(7) 宇都宮市健康づくり事業者表彰受賞状況 ア 宇都宮市健康づくり事業者表彰を受賞している。
(8) エコ通勤優良事業所認証状況 ア エコ通勤優良事業所認証を公共交通利用推進等マネジメント協議会から受けている。

4 製造の請負，物件の買入れその他

(1) 客観的事項審査

ア 項目及び点数の算出方法

審査項目及び審査項目ごとの審査点数について次表（表６）のとおり定め，審査点数の合計点数を客観的事項審査点数とする。

（表６）

審査 項目 審査 点数	1 年間平均実績高 ※1	2 自己資本額	3 機械器具等 の額※2	4 流動比率	5 営業年数
3	300 万円未満	100 万円未満	50 万円未満	60％未満	3 年未満
5	300 万円以上 700 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	50 万円以上 150 万円未満	60％以上 75％未満	3 年以上 10 年未満
7	700 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	150 万円以上 300 万円未満	75％以上 85％未満	10 年以上 15 年未満
10	1,000 万円以上 3,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 700 万円未満	85％以上 100％未満	15 年以上 30 年未満
15	3,000 万円以上 7,000 万円未満	1,000 万円以上	700 万円以上	100％以上	30 年以上
20	7,000 万円以上 1 億円未満				
30	1 億円以上 10 億円未満				
40	10 億円以上				

※1 希望する業種における，審査基準日直近２事業年度の平均実績高

※2 審査基準日直近１事業年度の，機械及び装置，車両運搬具等，工具・什器・備品の合計額

別記 2（第 5 条関係）

等級区分，総合点数及びこれに対応する発注標準金額

1 建設工事

(1) 土木一式工事

等級	総合点数	発注標準額
A	990 点以上	3,000 万円以上
B	850 点以上 990 点未満	1,400 万円以上 3,000 万円未満
C	740 点以上 850 点未満	600 万円以上 1,400 万円未満
D	740 点未満	600 万円未満

(2) 建築一式工事

等級	総合点数	発注標準額
A	900 点以上	1,500 万円以上
B	760 点以上 900 点未満	300 万円以上 1,500 万円未満
C	760 点未満	300 万円未満

(3) ほ装工事

等級	総合点数	発注標準額
A	880 点以上	850 万円以上
B	740 点以上 880 点未満	450 万円以上 850 万円未満
C	740 点未満	450 万円未満

(4) 管工事

等級	総合点数	発注標準額
A	940 点以上	900 万円以上
B	770 点以上 940 点未満	300 万円以上 900 万円未満
C	770 点未満	300 万円未満

(5) 電気工事

等級	総合点数	発注標準額
A	970 点以上	1,400 万円以上
B	780 点以上 970 点未満	400 万円以上 1,400 万円未満
C	780 点未満	400 万円未満

(6) 造園工事

等級	総 合 点 数	発 注 標 準 額
A	780 点以上	500 万円以上
B	780 点未満	500 万円未満

(7) とび・土工・コンクリート工事

等級	総 合 点 数	発 注 標 準 額
A	770 点以上	450 万円以上
B	770 点未満	450 万円未満

(8) その他工事

等級区分なし

2 建設関連業務委託

(1) 測量業務

等級	総 合 点 数	発 注 標 準 額
A	210 点以上	350 万円以上
B	210 点未満	350 万円未満

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

等級区分なし

(3) 建築関係建設コンサルタント業務

等級区分なし

(4) 地質調査業務

等級区分なし

(5) 補償関係コンサルタント業務

等級	総 合 点 数	発 注 標 準 額
A	170 点以上	500 万円以上
B	170 点未満	500 万円未満

3 製造の請負，物件の買入れその他

等級区分なし